第42期

定時株主総会招集ご通知

私とあなたの真ん中に

Chi-iki

株式会社 地域新聞社

証券コード：2164



開催情報

開催日時　2026年11月27日（金曜日）　午前10時
（受付開始　午前９時30分）

開催場所　千葉県佐倉市ユーカリが丘四丁目８番１号
ウィシュトンホテル・ユーカリ　５階　ロイヤルウィシュトン
（会場が前回の定時株主総会と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）

■ 株主の皆さまへ

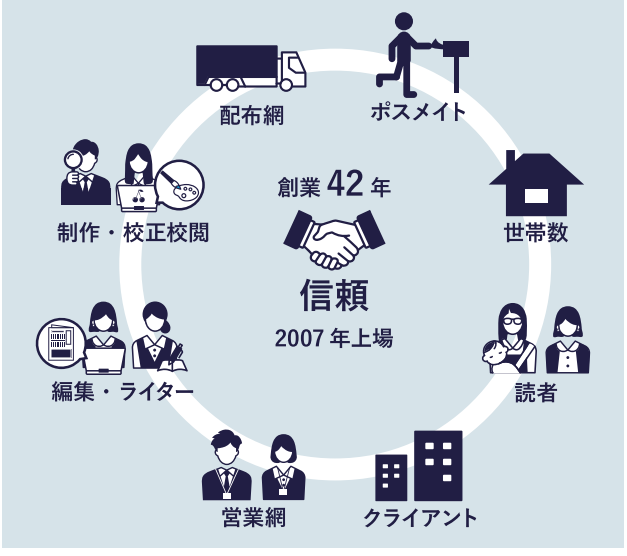


代表取締役社長 細谷佳津年

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。さて、当社第42期定時株主総会を2026年11月27日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社は、創業42年で培った当社のアセット（企業資産）に光を当てて企業価値を再定義し、既存事業の強化拡大とアセットを活用した新サービス創出を進めております。また、M&Aを通じて非連続的な成長を目指す「地域共創プラットフォーム」を構築し、更に企業価値を向上してまいります。

■ 当社アセット(企業資産)と「職住近接」





証券コード　2164
（発送日）2026年11月９日
（電子提供措置の開始日）2026年11月４日

株　主　各　位

千葉県八千代市勝田台北一丁目11番16号
株　式　会　社　地　域　新　聞　社
代表取締役社長　　細谷　佳津年

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト
https://chiikinews.co.jp/ir/library/lib04/

電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「地域新聞社」又は「コード」に当社証券コード「2164」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいますようお願い申しあげます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、当日ご出席されない場合は、委任状、インターネット又は議決権行使書によって議決権を行使することができます。当社といたしましては、当社所定の委任状による議決権行使をお願いしております。お手数ながら後記の議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年11月26日（木曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　2026年11月27日（金曜日）午前10時（受付開始　午前９時30分）

2．場　　所　千葉県佐倉市ユーカリが丘四丁目８番１号
ウィシュトンホテル・ユーカリ　５階　ロイヤルウィシュトン
（会場が前回の定時株主総会と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）

3．目的事項

報告事項　第42期（2025年９月１日から2026年８月31日まで）事業報告及び計算書類の報告の件

決議事項

第１号議案　今後の戦略に関する基本方針の件
第２号議案　取締役５名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　定款一部変更の件（１）
第５号議案　定款一部変更の件（２）
第６号議案　定款一部変更の件（３）
第７号議案　資本金及び資本準備金の額の減少の件
第８号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に基づく対抗措置発動の追認の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

（１）議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

（２）インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

（３）委任状による議決権行使と議決権行使書面又はインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、委任状による議決権行使の内容を有効なものとしてお取り扱いいたします。議決権行使書面とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

（４）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面（委任状）及び代理権を証明する方法として株主様ご本人の議決権行使書面などのご提出が必要となりますのでご了承ください。

（５）議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の３日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに修正内容を掲載いたします。

◎会社法改正により、株主総会資料（電子提供措置事項）は原則として各ウェブサイトでご確認いただき、基準日までに書面交付請求をされた株主様に限り、書面をお送りすることとなっています。しかし、本株主総会では請求の有無にかかわらず、すべての株主様に電子提供措置事項を記載した書面をお送りします。

なお、電子提供措置事項のうち、以下の内容は法令及び当社定款第14条第２項の規定により、お送りする書面には記載しておりません。

①事業報告の「新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」「会社の支配に関する基本方針」「剰余金の配当等の決定に関する方針」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、会計監査人及び監査役による監査の対象となった書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、次のとおりです。

委任状による議決権行使のご案内



当社としましては、委任状による議決権行使をお願いしております。

委任状による議決権行使とは、代理人に対して議決権の行使を委任いただく方法です。

具体的な方法につきましては、次ページをご確認ください。

その他の方法による議決権行使のご案内



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2026年11月27日（金曜日）
午前10時
（受付開始：午前９時30分）



インターネットで議決権を行使される場合

次々ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年11月26日（木曜日）
午後６時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年11月26日（木曜日）
午後６時到着分まで

委任状による議決権行使のご案内

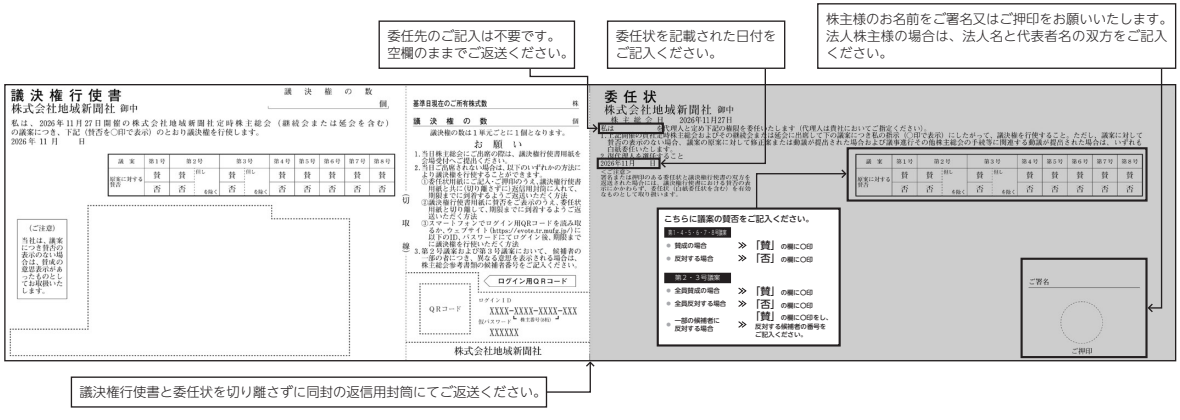
委任状による議決権行使とは、代理人に対して議決権の行使を委任いただく方法です。
当社といたしましては、株主総会当日の議事運営を円滑かつ適正に行う等の観点から、委任状による議決権の行使をお願いしております。
委任状の委任先の記入は不要ですので、空欄のままご返送ください。
以下の委任状のご記入方法をご確認のうえ、

①委任状に日付をご記入のうえ、ご署名又はご押印（認印可）をしていただき、
②委任状の賛否の表示欄に各議案につき賛否の表示をしていただき、
③議決権行使書用紙を切り離さず、議決権行使書用紙とともに、
④同封の返信用封筒にて、

2026年11月26日（木曜日）午後６時までに到着するように当社にご返送ください。
郵送到着まで時間を要しますので、お早めのご返送を心よりお願い申し上げます。

※委任状において、各議案につき賛否の表示をされない場合には、白紙委任したものとして取り扱わせていただきます。
※署名又は押印のある委任状と議決権行使書の双方を返送された場合には、議決権行使書における賛否の表示にかかわらず、委任状（白紙委任を含む）を有効なものとして取り扱わせていただきます。

委任状のご記入方法

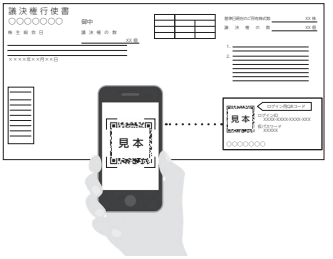


インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

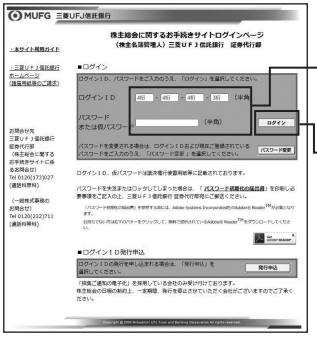


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2　議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9:00～21:00）

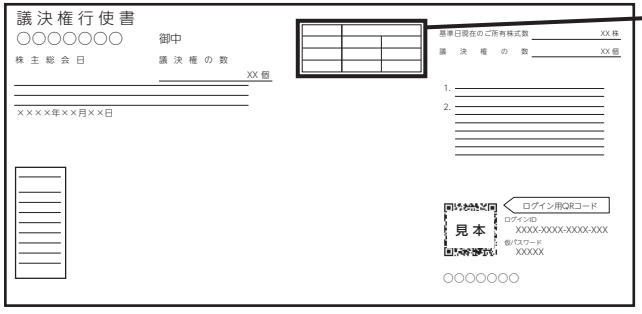
書面（郵送）による議決権行使のご案内

書面（郵送）による議決権行使をされる場合は、議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、委任状用紙を必ず切り離したうえで、切手を貼らずにご投函ください。

2026年11月26日（木曜日）午後６時までに到着するように当社にご返送ください。
郵送到着まで時間を要しますので、お早めのご返送を心よりお願い申し上げます。

※各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
※議決権行使書と委任状が一体となっています。議決権行使書による議決権行使をされる場合は、議決権行使書と委任状を必ず切り離したうえで、議決権行使書のみをご返送ください。
※署名又は押印のある委任状と議決権行使書の双方を返送された場合には、議決権行使書における賛否の表示にかかわらず、委任状（白紙委任を含む）を有効なものとして取り扱わせていただきます。

議決権行使書のご記入方法



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・4・5・6・7・8号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

第２・３号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者に反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類及び株主総会参考書類

1．議決権の代理行使の勧誘者

株 式 会 社 地 域 新 聞 社
代表取締役社長　　細谷　佳津年

2．議案及び参考事項

第１号議案　今後の戦略に関する基本方針の件

1．提案の理由

当社は、2024年２月７日の代表取締役社長交代以降、新経営体制のもと、企業価値の持続的な向上に向けた取組みを推進してまいりました。その核となるのが、2024年６月３日に公表した「今後の戦略に関する基本方針」（以下「本基本方針」といいます。）であり、同年６月28日に開催した臨時株主総会において、本基本方針に関する勧告的決議が承認されております。

その後も当社は、事業環境の変化や各施策の進捗を踏まえ、本基本方針を「ストラテジックプラン」として継続的に改定・更新してまいりました。

今回の改定では、当社が創業以来培ってきた地域とのリアルな接点を改めて重要な経営資源として位置づけ、これらのアセットを既存事業のみならず、人材、AI、地域共創プラットフォームをはじめとする新たな事業領域へ展開することで、持続的な成長と企業価値向上を目指す方向性をより明確にしております。

当社といたしましては、この最新の基本方針について株主の皆様にご賛同いただいた上で推進していきたく、本議案をお諮りするものであります。

2．提案の内容

「今後の戦略に関する基本方針」の全容及び背景事情は、次のURL又は二次元コードよりご確認いただけます。前記基本方針の概要は、以下のサマリーのとおりであります。

https://ir.chiikinews.co.jp/wp/wp-content/uploads/2026/10/StrategicPlan-midterm18.pdf

3．改定・更新についてのサマリー

(1) アセットを起点とした成長戦略の明確化

当社は、地域密着型生活情報紙『ちいき新聞』を通じて、毎週約174万世帯へ情報を届ける配布網、約2,500名の配布員、約7,000社の取引先をはじめ、長年にわたり地域の人や企業との多様な接点を築いてまいりました。本基本方針では、これらをフリーペーパー事業を支える基盤としてだけではなく、新たな事業や価値を生み出す当社固有の「アセット」として位置づけております。

『ちいき新聞』を通じて培ってきた地域とのリアルなつながりを基盤として、既存事業のさらなる成長に加え、新たな事業領域への展開を進めることで、当社ならではの持続的な成長を目指してまいります。

(2) 地域共創プラットフォーム×人材領域による「職住近接」の実現

当社は、地域の人々が住み慣れた地域で安心して働き、暮らし続けることができる「職住近接」の実現を目指しております。

地域には魅力ある企業と、そこで活躍できる人材が存在する一方、地域企業の将来性や事業の持続可能性に対する不安などから、地域で働くという選択肢が十分に選ばれず、人材が地域外へ流出してしまうという課題があります。

当社は、この課題に対し、次の２つの取組みを両輪として「職住近接」の実現を目指します。

①「地域共創プラットフォーム」による地域企業の持続可能性向上

当社は、上場企業としての信用力や株式を活用し、地域の優良な非上場企業とのグループ形成を目指す「地域共創プラットフォーム」を推進しております。後継者問題をはじめとする地域企業の経営課題の解決を支援し、魅力ある地域企業を持続可能なものとすることで、地域に安心して働き続けられる場所を増やしてまいります。

②人材領域による地域企業と地域人材のマッチング

当社が長年培ってきた地域との接点を生かし、地域企業とそこで活躍できる人材とのマッチングを促進します。地域で働くという選択肢を広げることで、地域企業の人材確保と地域における人材の定着につなげてまいります。

地域に「安心して働き続けられる企業」を増やし、そこに「地域で働きたい人」をつなぐ。この２つの取組みを通じて、人・企業・暮らしが地域の中で豊かに循環する社会の実現を目指してまいります。

(3) アセット×AIによる新たな価値創出

当社は、生成AIをはじめとするテクノロジーを、当社が長年培ってきた地域とのリアルな接点と組み合わせることで、新たな価値の創出を目指しております。

当社には、『ちいき新聞』の発行・配布や地域企業との取引、地域住民との接点などを通じて蓄積してきた、地域に根差した独自の情報や人的ネットワークがあります。こうしたリアルなアセットとAIを掛け合わせることを当社ならではの強みと位置づけ、既存事業の生産性・付加価値向上に加え、新たなサービスやビジネスモデルの創出につなげてまいります。

また、当社が権利化した生成AIを活用した心理状態デジタルツインに関する特許技術についても、広告・マーケティング領域にとどまらない幅広い活用可能性を検討し、事業化に向けた取組みを推進してまいります。

(4) 成長戦略と企業価値向上の接続

当社は、持続的な企業価値向上の実現に向け、単に売上規模を拡大するだけではなく、当社が保有するアセットを複数の事業で活用し、事業間のつながりを強めることで、収益性及び資本効率を意識した成長を目指してまいります。

また、財務基盤の強化、ガバナンスの充実、株主・投資家との継続的な対話などを通じて、当社の成長戦略に対する資本市場からの信頼を高めてまいります。

今回の改定では、「成長」「経営資源・事業のつながり」「信頼」の観点から、当社の事業戦略と企業価値向上との関係をより明確にし、持続的な成長に向けた道筋を明示しております。

第２号議案　取締役５名選任の件

現任の取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、改めて取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	細谷（ほそや）　佳津年（かつとし） (1965年12月16日生) （再　任）	1990年４月　国際興業㈱入社 2002年９月　㈱ギャガ・コミュニケーションズ（現ギャガ㈱）入社 2003年６月　生駒シービー・リチャードエリス㈱（現シービーアールイー㈱）入社 2006年４月　同社財務経理部部長 2009年９月　㈱エー・ディー・ワークス管理部長 2011年６月　同社取締役CFO兼経営管理部長 2014年６月　同社常務取締役CFO兼経営管理部長 2018年７月　同社常務取締役CFO兼エクイティ・アドバイザリー室長 2020年４月　㈱ADワークスグループ常務取締役CFO 2020年12月　㈱エンジェル・トーチ代表取締役社長 2022年３月　㈱ADワークスグループ専務取締役CFO 2022年５月　一橋大学School of Business Administration「HFLP」修了 岡三デジタル証券準備㈱社外取締役 2023年11月　当社社外取締役 2024年２月　代表取締役社長（現任）	149,040株
	（取締役候補者とした理由） 豊富なファイナンスの知識と経験、上場企業における経営者の経験とＣＦＯとしての財務戦略の立案遂行の実績を有し、また、多様な業界の経営者・有識者とのネットワークを構築しており、今後の当社の更なる企業価値向上に寄与されることが期待されるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、当社における地位及び担当
(重要な兼職の状況)</th><th>所有する当社
の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>金箱（かねばこ）　義明（よしあき）
(1959年2月19日生)
(再　任)</td><td>1998年５月　当社入社
2000年10月　本社営業部部長
2003年７月　東葛支社支社長
2006年８月　代理店営業部部長
2007年５月　当社退社
2007年６月　個人事業主
2010年８月　当社再入社　ＣＳ推進室室長
2011年９月　ポスメイト管理部部長
2014年11月　取締役（現任）
2024年11月　印刷・物流・配布等業務全般 管掌（現任）
2025年５月　一般社団法人日本フリーペーパーネットワーク理事（現任）
＜重要な兼職の状況＞
一般社団法人日本フリーペーパーネットワーク理事</td><td>110,700株</td></tr>
<tr><td colspan="3">(取締役候補者とした理由)
営業をはじめとした様々な分野で長年に亘り当社に貢献しており、当社インフラの要である配布員の管理運営を適切に行うその手腕から、当社取締役会の更なる機能強化に資するとともに当社の企業価値向上にも寄与されることが期待されるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	松川 真士 (まつかわ ましし) (1981年5月21日生) (再任)	2004年４月　当社入社 2007年９月　成田支社支社長 2008年９月　船橋支社支社長 2013年９月　営業本部副本部長兼千葉支社支社長 2014年11月　取締役（現任） 営業本部本部長兼船橋支社支社長 2015年３月　営業本部本部長 2019年３月　管理本部本部長 2023年11月　営業統括 2024年11月　人的資本経営 管掌（現任）	54,000株
	(取締役候補者とした理由) 営業分野における豊富な経験を有し、強いリーダーシップを発揮しながら企業業績の向上に貢献しており、管理分野においてもその実力を遺憾なく発揮していることから、当社取締役会の更なる機能強化に資するとともに当社の企業価値向上にも寄与されることが期待されるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	齋藤 律子（さいとう りつこ） (1964年11月2日生) (再 任)	1988年４月 ㈱リクルートコスモス（現㈱コスモスイニシア）入社 2010年１月 ㈱エー・ディー・ワークス経営企画室ジェネラルカウンセル 2020年４月 ㈱ADワークスグループ経営企画室ＦＳＡ＆ＳＥ部長 2021年４月 （一社）不動産特定共同事業者協議会事務局長 2021年６月 ㈱ADワークスグループ不特法協議会推進室長 2021年７月 同社ディスクロージャー統括室長 2023年１月 ㈱エンジェル・トーチ取締役 2023年11月 当社社外取締役 2024年６月 ㈱サンドラッグ社外取締役（現任） 2024年11月 当社取締役　コーポレートガバナンス・リスクマネジメント 管掌（現任） ＜重要な兼職の状況＞ ㈱サンドラッグ社外取締役	16,050株
	（取締役候補者とした理由） 上場企業における管理部門、ＩＲ部門での経験、知識を生かし、株主様との共同利益及び当社の企業価値向上に貢献しており、当社の管理部門の一層の強化のため、業務執行を行う取締役として引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5	田中（たなか） 康郎（やすろう） （1946年2月9日生） （再　任）	1971年４月　判事補任官 1981年４月　東京地方裁判所判事 1985年４月　国連アジア極東犯罪防止研修所研修部長 1994年４月　東京地方裁判所部総括判事 2003年２月　盛岡地方・家庭裁判所長 2005年２月　東京高等裁判所部総括判事 2009年３月　札幌高等裁判所長官 2011年２月　弁護士登録（現任） 2011年４月　明治大学法科大学院教授 2015年３月　㈱建設技術研究所社外監査役（現任） 2015年12月　明治大学法科大学院長事務取扱 2017年11月　当社社外取締役（現任） ＜重要な兼職の状況＞ 弁護士 ㈱建設技術研究所社外監査役	－株
	（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 過去に会社経営に関与してはおりませんが、司法分野での豊富な経験及び専門的な知見を有しており、その経験と知見から、当社の企業経営の透明性、コンプライアンスの向上及び業務執行に関わる適切な監督により当社取締役会の意思決定の質をより高めることが期待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．田中康郎氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は田中康郎氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

３．社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって田中康郎氏が９年となります。

４．田中康郎氏と当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任は、法令が定める額を限度としております。

５．当社は、細谷佳津年氏、金箱義明氏、松川真士氏、齋藤律子氏、田中康郎氏との間で、会社法第430条の２第１項の規定に基づき、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しており、各候補者の取締役再任が承認された場合には、補償契約を継続する予定であります。

６．当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任

保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者である役員がその職務の執行に関する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。各候補者の取締役再任が承認された場合は当該保険の被保険者となり任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。なお、保険料は全額当社が負担しております。

7．各候補者の所有する当社の株式数は、2026年８月31日現在の株式数を記載しております。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役色部文雄及び丸野登紀子の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、改めて監査役２名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴及び当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	色部（いろべ）　文雄（ふみお） (1949年2月5日生) (再　任)	1967年３月　㈱河合楽器製作所入社 1975年３月　ピジョン㈱入社 2000年10月　同社執行役員営業本部副本部長 2002年３月　同社監査室チーフマネージャー 2005年４月　同社常勤監査役 2009年８月　エフルート㈱内部監査室長 2010年11月　当社常勤監査役（現任）	127,170株
	（社外監査役候補者とした理由） 過去に会社経営に関与してはおりませんが、上場会社にて長年の豊富な経験、監査室及び監査役の経験を有しており、適切な監査の実施が期待されるため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものです。		
2	丸野（まるの）　登紀子（ときこ） (1973年7月21日生) (再　任)	2002年10月　第一東京弁護士会登録 出澤総合法律事務所入所（現任） 2016年11月　当社社外監査役（現任） 2017年６月　㈱ニチリョク監査役 2019年６月　ライト工業㈱社外監査役（現任） 2022年３月　㈱ファンコミュニケーションズ監査役 2022年４月　医療法人社団幸生会監事（現任） 2023年４月　㈱ファンコミュニケーションズ社外取締役（監査等委員）（現任） ＜重要な兼職の状況＞ 出澤総合法律事務所パートナー弁護士 ライト工業㈱社外監査役 ㈱ファンコミュニケーションズ社外取締役（監査等委員） 医療法人社団幸生会監事	－株
	（社外監査役候補者とした理由） 過去に会社経営に関与してはおりませんが、弁護士の資格を持ち、法律関係の高度な知識と豊富な経験を有しており、当社の監査機能の充実に寄与されることが期待されるため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものです。		

（注）1．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．色部文雄及び丸野登紀子の両氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
3．色部文雄及び丸野登紀子の両氏の社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって色部文雄氏が16年、丸野登紀子氏が10年となります。
4．色部文雄及び丸野登紀子の両氏と当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任は、法令が定める額を限度としております。
5．当社は、色部文雄及び丸野登紀子の両氏との間で、会社法第430条の２第１項の規定に基づき、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、補償契約を継続する予定であります。
6．当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者である役員がその職務の執行に関する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。色部文雄及び丸野登紀子の両氏の再任が承認された場合は当該保険の被保険者となり任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。なお、保険料は全額当社が負担しております。
7．各候補者の所有する当社の株式数は、2026年８月31日現在の株式数を記載しております。

第４号議案　定款一部変更の件（１）

１．提案の理由

（1）株主還元の充実及び資本政策の機動性・柔軟性の向上を図るため、会社法第165条第２項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨の規定を新設いたします。

（2）剰余金の配当等について機動的かつ柔軟な対応を可能とするため、会社法第459条第１項各号に定める事項を取締役会の決議によって定めることができる旨を明確にするとともに、期末配当及び中間配当に加えて、当社が定める基準日において剰余金の配当を行うことができる旨の規定を追加いたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変 更 案
（新　設）	（自己の株式の取得） 第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。
(剰余金の配当等の決定機関) 第33条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定め、株主総会の決議によらないものとする。	(剰余金の配当等の決定機関) 第36条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
(剰余金の配当基準日) 第34条　当会社の期末配当基準日は、毎年８月31日とする。 ２　当会社の中間配当基準日は、毎年２月末日とする。 （新　設）	(剰余金の配当基準日) 第37条　当会社の期末配当基準日は、毎年８月31日とする。 ２　当会社の中間配当基準日は、毎年２月末日とする。 ３　前２項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

なお、本議案に係る定款変更については、第４号議案から第６号議案までの承認可決の状況に応じて、各変更の内容に実質的な変更を生じさせない範囲で、条数その他必要な形式的調整を行うものといたします。

第５号議案　定款一部変更の件（２）

１．提案の理由

(1) 今後の事業内容の多様化及び事業領域の拡大に対応するため、現行定款第２条に定める事業目的について、所要の追加及び変更を行います。

(2) 当社は、会社法施行規則第118条第３号に基づき、当社の財務及び事業方針の決定を不適切な者に支配されることを防止するため、当社株式の大量取得行為に関する対応策を導入しております。本対応策に定款上の根拠を付与することにより、株主の皆様の意思をより明確に反映させ、その法的安定性を高めるため、「株式会社の支配に関する基本方針を実現するための取組み」に関する規定を新設いたします。

(3) 単元未満株式の権利を合理的範囲で制限するとともに、単元未満株式を所有する株主の皆様の便宜を図るため、単元未満株式についての権利に関する規定及び単元未満株式の買増請求に関する規定を新設いたします。

(4) 現行定款第31条は、会社法第427条第１項に基づき、会計監査人との間で責任限定契約を締結することができる旨を定めておりますが、当該契約を締結する予定がなく、また現時点で締結の必要性も認められないことから、当該規定を削除いたします。

(5) 会社法その他関係法令との整合性を図るとともに、規定内容をより明確にするため、株主総会及び取締役会に関する規定の整備、字句の修正、条数の変更その他所要の変更を行います。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変 更 案
(目　的) 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～13.　＜条文省略＞ （新　設） 14.～16.　＜条文省略＞ 17. 不動産の売買、仲介及び管理 （新　設） （新　設） 18.～19.　＜条文省略＞ （新　設） 20. 前各号に附帯関連する一切の業務	(目　的) 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (１)～(13)　＜現行どおり＞ (14)労働者派遣事業 (15)～(17)　＜現行どおり＞ (18)不動産の売買、賃貸、保有、投資、運用、仲介および管理 (19)投資業務 (20)ファイナンシャルアドバイザリー業務 (21)～(22)　＜現行どおり＞ (23)旅行業法に基づく旅行業、旅行業者代理業および旅行サービス手配業 (24)前各号に附帯関連する一切の業務
(機関の設置) 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．監査役 ３．監査役会 ４．会計監査人	(機関の設置) 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (１)取締役会 (２)監査役 (３)監査役会 (４)会計監査人
(公告方法) 第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。

現行定款	変 更 案
（新　設）	（株式会社の支配に関する基本方針を実現するための取組み） 第８条　当会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとしての当会社株式の大量取得行為に関する対応策の導入または継続は、株主総会の決議によって行う。ただし、当会社株式の大量取得行為に関する対応策の廃止および軽微な変更は、取締役会の決議によって行う。 ２　当会社株式の大量取得行為に関する対応策に基づく対抗措置の選択および発動は、当会社株式の大量取得行為に関する対応策に従い、株主総会または取締役会の決議によって行う。
（新　設）	（単元未満株式についての権利） 第10条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (１)会社法第189条第２項各号に掲げる権利 (２)会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 (３)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (４)次条に定める請求をする権利

現行定款	変 更 案
（新　設）	（単元未満株式の買増請求） 第11条　当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株式を売り渡すことを請求することができる。
(株主名簿管理人) 第８条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 （新　設） （新　設）	(株主名簿管理人) 第12条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ３　当会社の株主名簿の作成および備置きその他の株主名簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社において取り扱わない。
(招集の時期) 第11条　当会社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集する。	(招集の時期) 第15条　当会社の定時株主総会は、毎年11月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。
(決議要件) 第13条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってする。 ２　会社法第309条第２項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもってする。	(決議要件) 第17条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 ２　会社法第309条第２項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

現行定款	変 更 案
(取締役会) 第20条　取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。 2　取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。 3　取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認事項があったものとみなす。 4　取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。	(取締役会) 第24条　取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。 2　取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。 3　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 4　取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。
(会計監査人の責任免除) 第31条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削　除）

なお、本議案に係る定款変更については、第４号議案から第６号議案までの承認可決の状況に応じて、各変更の内容に実質的な変更を生じさせない範囲で、条数その他必要な形式的調整を行うものといたします。

第６号議案　定款一部変更の件（３）

１．提案の理由

当社の発行可能株式総数は、2026年10月20日現在、定款第６条において2,880万株と定められています。今後の事業拡大に伴う資金調達その他の資本政策について、機動的かつ柔軟な対応を可能とするため、発行可能株式総数を8,000万株に変更するものです。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第６条　当会社の発行可能株式総数は、28,800,000株とする。	(発行可能株式総数) 第６条　当会社の発行可能株式総数は、80,000,000株とする。

なお、本議案に係る定款変更については、第４号議案から第６号議案までの承認可決の状況に応じて、各変更の内容に実質的な変更を生じさせない範囲で、条数その他必要な形式的調整を行うものといたします。

第７号議案　資本金及び資本準備金の額の減少の件

当社は、早期の復配等を可能とすべく、当事業年度末において生じている繰越欠損を解消して財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策における機動性及び柔軟性を確保することを目的として、会社法第447条第１項及び同法第448条第１項に基づき、資本金及び資本準備金の一部を減少させ、その全額をその他資本剰余金に振り替えることにつき、ご承認をお願いするものであります。さらに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替える予定です。

また、資本金の額を金10,000,000円とすることは、税制等のメリットの享受等により、当社の企業価値向上に資することになります。なお、本件は貸借対照表上の純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産額そのものは変動しません。そのため、何ら財務体質を悪化させるものではなく、また、払戻しを伴わない無償減資であり、発行済株式総数に変更はないため、株主の皆さまの所有株式数や１株当たり純資産額等に影響は生じません。

１．資本金の額の減少の内容

（1）減少する資本金の額

2026年８月31日現在の資本金681,993,430円のうち671,993,430円を減少し、資本金を金10,000,000円といたします。減少額は全額をその他資本剰余金に振り替えます。

ただし、効力発生日までに新株予約権が行使された場合には、その発行により増加する資本金と同額をあわせて減少し、最終的な資本金の額を金10,000,000円といたします。

（2）資本金の額の減少が効力を生じる日

2027年１月29日

２．資本準備金の額の減少の内容

（1）減少する資本準備金の額

2026年８月31日現在の資本準備金611,993,426円のうち609,493,426円を減少し、資本準備金を金2,500,000円といたします。減少額は全額をその他資本剰余金に振り替えます。

ただし、効力発生日までに新株予約権が行使された場合には、その発行により増加する資本準備金と同額をあわせて減少し、最終的な資本準備金の額を金2,500,000円といたします。

（2）資本準備金の額の減少が効力を生じる日

2027年１月29日

３．剰余金の処分の内容（ご参考）

会社法第452条、第459条第1項第3号及び第460条第1項並びに当社現行定款第33条に基づき、2026年10月20日開催の取締役会決議により、上記資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、以下のとおり、その他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当することを決定いたしております。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

①減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金595,129,828円

②増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金595,129,828円

③効力発生日

2027年１月29日

第８号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に基づく対抗措置発動の追認の件

当社は、当社第41期定時株主総会において株主の皆様に更新のご承認を頂いた当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）（以下「本対応方針」といいます。）に基づき、本対応方針に係る判断の公正性・客観性を担保するために設置された独立委員会（以下「当社独立委員会」といいます。）の勧告を踏まえ、2026年７月13日開催の取締役会において、MTM Capital株式会社、オプションハウス株式会社、合同会社トレーディングワン、八木圭介氏、チョイズ株式会社、株式会社ビー・アール・ビーパートナーズ及び相良健志氏（以下、総称して「第２回認定対象株主」といいます。）の間において、本対応方針所定の「その一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為」（以下「共同協調行為」といいます。）が行われていると認定するとともに、第２回認定対象株主が本対応方針所定の手続を遵守することなく議決権割合の合計が20％を超え、本対応方針に定める手続に重要な点において違反していることから、同所定の対抗措置として、第12回Ａ新株予約権（以下「本Ａ新株予約権」といいます。）を株主の皆様に無償で割り当てること（以下「本対抗措置」といいます。）を決議いたしました。

その後、当社は、2026年８月10日を基準日として本Ａ新株予約権の無償割当てを行い、同月12日にその効力が発生しました。

また、当社は、当社独立委員会の勧告を踏まえ、2026年８月12日開催の取締役会において、本Ａ新株予約権の取得条項に基づき、同月27日を取得日として、本Ａ新株予約権の発行要項第10項（１）に定める非適格者並びに日本証券金融株式会社及び第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者であって信用取引を取り扱う者（以下「特定証券会社」といいます。）（以下、総称して「非適格者等」といいます。）以外の株主の皆様が保有する本Ａ新株予約権については当社普通株式を対価として、非適格者等が保有する本Ａ新株予約権については第12回Ｂ新株予約権（以下「本Ｂ新株予約権」といいます。）を対価として、それぞれ取得することを決議いたしました。その後、同月24日開催の取締役会において、それぞれ、非適格者として第２回認定対象株主、特定証券会社として野村證券株式会社、広田証券株式会社、モルガン・スタンレーＭＵＦＧ証券株式会社及びリテラ・クレア証券株式会社を確定し、同月27日に上記取得を実施いたしました。

本議案は、本対応方針に基づき取締役会限りで本対抗措置を発動することが可能であるとしても、本対抗措置の発動に当たっては、より慎重な手続を採ることが適切であるとの当社取締役会の判断を当社独立委員会も支持する旨の勧告を行ったことから、以上の本対抗措置の発動及びその後の一連の措置（以下「本対抗措置発動等」といいます。）について、株主の皆様に事後的なご承認、すなわち追認をお願いするものであります。

１．本対応方針について

当社は、2022年10月24日開催の取締役会において本対応方針を導入し、同年11月24日開催の第38期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。その後、当社は、本対応方針について所要の変更を行い、2025年10月17日開催の取締役会においてその更新を決議し、同年11月30日開催の第41期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。

本対応方針は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株券等について一定の大量取得行為が行われる場合に、買付者等に対して必要な情報の提供等を求めることにより、株主の皆様が当該大量取得行為に応じるか否かについて適切な判断を行うために必要な情報及び時間を確保するものです。また、本対応方針においては、

買付者等が本対応方針に定める手続を遵守しない場合等には、当社取締役会は、当社独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、株主意思確認総会を経ることなく、新株予約権の無償割当て等の対抗措置を実施することができるものとしております。

2．第２回認定対象株主による共同協調行為の認定及び本対応方針に定める手続への違反

当社は、当社株主の中に共同協調行為を行っていると疑われる株主が存在したことから、当社独立委員会に対し、第２回認定対象株主その他の株主の間に共同協調行為が認められるか否か等について諮問いたしました。

当社独立委員会は、当社及び各社の開示情報、当社株主名簿その他の資料、当社が株主に対して送付した質問状及びこれに対する回答等を検討した結果、2026年７月13日、全員一致で、第２回認定対象株主について共同協調行為が行われていると認められること、また、第２回認定対象株主が本対応方針に定める手続をとることなく、その議決権割合の合計が20％以上となる当社株式の買付等を行ったことから、本対応方針に定める手続を遵守していないと認められること等を内容とする勧告を行いました。

当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重し、2026年７月13日、取締役全員の一致により、第２回認定対象株主の間において共同協調行為が行われていると認定いたしました。

また、第２回認定対象株主について当社が把握した議決権割合の合計は約31％に達していたにもかかわらず、第２回認定対象株主から当社に対する本対応方針に基づく意向表明書の提出はありませんでした。

このため、当社取締役会は、第２回認定対象株主による当社株式の取得が、本対応方針に定める手続を遵守することなく行われたものであり、第２回認定対象株主が本対応方針に定める手続に重要な点において違反していると認定いたしました。

3．本対抗措置の発動を決定した理由

本対応方針上、買付者等が本対応方針に定める手続を遵守せずに買付等を実施した場合には、株主の皆様が当該買付等について熟慮するために必要な時間及び情報を確保することができず、また、株主の皆様の意思を確認する機会も確保することができないことから、当社取締役会は、株主意思確認総会を経ることなく、特段の事由がない限り、本対応方針に定める対抗措置を実施することができるものとされております。

当社取締役会は、第２回認定対象株主が本対応方針に定める手続に重要な点において違反していること等を踏まえ、株主の皆様が当該買付等の当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する影響等について判断するために必要な時間及び情報を確保するとともに、本対応方針に定める手続の実効性を確保するため、本対応方針に基づく本対抗措置を発動することが必要かつ相当であると判断いたしました。

また、当社取締役会は、本対応方針に基づく判断の公正性及び客観性を確保するため、当社独立委員会に対して本対抗措置の発動の適否について諮問し、当社独立委員会から、全員一致により、本対抗措置を発動することが適切である旨の勧告を受けました。

これらを踏まえ、当社取締役会は、2026年７月13日、取締役全員の一致により、本対抗措置を発動することを決議いたしました。

4．本対抗措置の内容及び実施状況

当社は、本対抗措置として、2026年８月10日を基準日とし、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式１株につき１個の割合で、本Ａ新株予約権を無償で割り当て、同月12日にその効力が発生しました。本Ａ新株予

約権１個当たりの目的となる株式数は、当社普通株式0.5株です。
　また、本Ａ新株予約権には、当社が取締役会決議により、①非適格者等以外の株主の皆様が保有する本Ａ新株予約権については、当社普通株式を対価として取得することができ、②非適格者等が保有する本Ａ新株予約権については、本Ｂ新株予約権を対価として取得することができる旨の取得条項が付されておりました。
　当社は、当社独立委員会に対し、これらの取得条項に基づく本Ａ新株予約権の取得の適否について改めて諮問し、当社独立委員会は、2026年８月10日、いずれの取得についても適切である旨を全員一致で勧告いたしました。
　これを踏まえ、当社は、2026年８月12日開催の取締役会において、同月27日を取得日として、非適格者等以外の株主の皆様が保有する本Ａ新株予約権については当社普通株式を対価として、非適格者等が保有する本Ａ新株予約権については本Ｂ新株予約権を対価として、それぞれ取得することを決議し、同月27日付けでこれを実施いたしました。
　この結果、一般株主の皆様については、本Ａ新株予約権の取得の対価として当社普通株式が交付される一方、非適格者等については、当社普通株式ではなく、非適格者による行使等に一定の制約が付された本Ｂ新株予約権が交付されました。

５．本定時株主総会において本対抗措置発動等について追認をお願いする理由
　上記のとおり、本対応方針上、第２回認定対象株主が本対応方針に定める手続に重要な点において違反している場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を経ることなく、当社独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、本対抗措置を発動することができます。
　もっとも、本件における手続違反の認定は、第１回認定対象株主及び第２回認定対象株主について共同協調行為が行われているとの認定を前提とするものであること等から、当社取締役会は、本対応方針に基づき取締役会限りで本対抗措置を発動することが可能であるとしても、本対抗措置の発動に当たっては、より慎重な手続を採ることが適切であると判断いたしました。
　そこで、当社取締役会は、株主の皆様の意思を可能な限り尊重する観点から、本対抗措置を発動した上で、その発動の是非について、本定時株主総会において事後的に株主の皆様の意思を確認することといたしました。
　当社独立委員会も、2026年７月13日付けの勧告において、本対抗措置を発動することに加え、その手続についてより慎重を期すため、本定時株主総会において本対抗措置の発動の是非について株主意思を事後的に確認すること（仮に本定時株主総会において本対抗措置の発動が追認されない場合には、可及的に本対抗措置が発動されなかった場合と同等の状態に復させること）が適切である旨を勧告しております。
　以上の理由から、本議案において、本対抗措置発動等について、株主の皆様のご追認をお願いするものであります。

６．本議案が承認されなかった場合の取扱い
　本議案について出席株主の議決権の過半数の賛成が得られなかった場合、当社は、取締役会決議により、当該決議において定める取得日に、その時点で未行使の全ての本Ｂ新株予約権について、本Ｂ新株予約権１個当たりの目的となる当社普通株式0.5株を基準として算定される当社普通株式を対価として取得することとしております。
　また、この場合、本Ｂ新株予約権については、本定時株主総会の終結時以降、その保有者が本Ｂ新株予約権を行使することができるものとされております。

これらにより、本議案について株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、可及的に本対抗措置が発動されなかった場合と同等の状態に復させることとしております。

以上のとおり、本対抗措置の発動及びその後の一連の措置について、株主の皆様にご追認いただきたくお願い申し上げます。

（ご参考）

第12回Ａ新株予約権及び第12回Ｂ新株予約権の発行要項について

本議案において追認をお願いする対抗措置に係る第12回Ａ新株予約権及び第12回Ｂ新株予約権の各発行要項につきましては、当社ウェブサイトに掲載している以下の公表資料の別紙１及び別紙３をご参照ください。

2026年８月12日付け「当社新株予約権の（一部）取得に関するお知らせ」

https://ir.chiikinews.co.jp/wp/wp-content/uploads/2026/08/当社新株予約権の（一部）取得に関するお知らせ.pdf

以　上

事　業　報　告

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

１．株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度において、当社は成長戦略「Strategic Plan」を推進し、アライアンスを中心とした新たな取り組みに注力するとともに、重要なアセットである配布基盤を活用したコア事業における安定的な利益の創出に努めてまいりました。2026年７月24日には、戦略の進捗状況を更新した「Strategic Plan～mid-term～ SeriesⅩⅤ」を開示しております。当事業年度における「Strategic Plan」に基づく取り組みとして、当社は2026年６月11日に子会社として株式会社Allegro Vivaceの設立を発表し、「職住近接」をテーマに、地域企業と人材を結び付ける有料職業紹介事業の開始に向けた準備を進めました。本事業は、有料職業紹介事業に係る許認可取得後、事業を開始するため、当事業年度における影響はありません。当社は引き続き、保有するアセット（約174万世帯への配布網、約60,000人の読者とのインタラクティブな関係性、約2,500人の配布スタッフ、年間約7,000社の取引企業等）を活用した他社との事業アライアンスによる新サービスを創出する、いわゆる「シーパワー・ストラテジー」への転換を推進し、社内体制の構築やアライアンス先企業及びアライアンス候補企業との間でアセットの活用方法の策定に取り組んでまいります。

広告関連事業全体におきましては、集客のための広告需要は引き続き高く、地政学的リスクの高まりによる景気悪化が懸念されるものの、広告需要の回復傾向が続いております。

新聞等発行事業のうち「ちいき新聞」の発行事業におきましては、2026年８月末現在で、２県40エリアで40版を発行しており、週間の発行部数は約174万部となりました。商談先・商談内容等の共有及び可視化が営業担当者に浸透し、データ分析プラットフォームの活用、マネジメント層との営業同行や面談を通じて、営業活動の質向上につながっております。また、大口顧客の増加を目的とした営業施策が顧客ニーズを捉え、売上高の増加につながりました。当事業年度においては生活サービス、買取業、不動産業、葬祭業といった業種からの取引が好調に推移いたしました。その他にも、小中学生向けキャリア教育副教材「発見たんけん」、部活動に焦点を当てた学校向け配布冊子「部・ラボ」、高校生向け就職冊子「Start！」、求人情報紙「Happiness」等、「ちいき新聞」以外の媒体の発行も増やしており、これらの売上高は前期比18％増となりました。「Happiness」は2026年２月より「ちいき新聞」に組み込んで発行する方式に切り替えており、これにより印刷原価の適正化による利益率の向上効果が確認できております。

折込チラシ配布事業におきましては、それぞれの地域にカスタマイズされた独自の地図情報システム（GIS）を活用することにより、広告主のターゲット顧客を明確にし、効率的に広告効果の最大化を図るサービスを提供しております。当事業年度におきましては、主にリフォーム業、葬祭業、不動産業、買取業、ガソリンスタンドなどの業種が好調に推移しております。

販売促進総合支援事業におきましては、「ちば市政だより」「広報かしわ」などの配布業務

受託を中心とした自治体の刊行物制作・配布の受託だけでなく、組織体制の強化により、受託案件数が着実に増加しております。また、ショッピングセンターにおけるイベント企画・運営についても実績を基に取引が拡大しております。その他にも、VC（ボランタリーチェーン）加盟企業と連携した全国フリーペーパーへの折込提案によりナショナルクライアントとの取引も順調に増えてきております。

その他の事業におきましては、社内に蓄積したデータベースを活用したメール配信・DM郵送サービスの認知度が向上し、売上が拡大しております。

なお、当社は2025年11月10日に「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に関する共同協調行為の認定に向けた検討開始及び独立委員会に対する諮問に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、当社株式に関し、特定株主らによる共同協調行為に該当する疑いのある行為が行われていることを確認しております。当該事案への対応に要した費用228百万円を、共同協調行為対応費用として特別損失に計上しております。当該事案への対応には時間及び人的資源も要しており、当社は、この問題への対応が「Strategic Plan」の推進を大きく制約する要因となっていると認識しております。戦略を計画どおり本格的に推進し、経営資源を成長施策に振り向けられる環境を整えるためにも、本問題の早期解決を重要な経営課題と位置付け、必要な対応を進めております。

また、将来の事業拡大を目的とした先行投資費用として65百万円を販売費及び一般管理費及び営業外費用に計上しております。これらの費用計上を、各利益段階への影響に応じて調整した場合、当事業年度における調整後営業利益は114百万円、調整後経常利益は87百万円、調整後当期純利益は4百万円となり、当社の利益は引き続き黒字となっております。

以上の結果、当事業年度における売上高は3,335百万円（前期比105.8%）、経常利益は21百万円（前期比40.2%）、当期純損失は289百万円（前事業年度は当期純利益41百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施しました当社の設備投資の総額は24,635千円であります。

(3) 資金調達の状況

2026年４月14日開催の当社取締役会において、ネクスト・グロース株式会社及び株式会社ＯＰＵＳ６７に対して第三者割当による新株式及び第11回新株予約権の発行を行うことを決議し、当期末までに267,705千円の調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

当社は2026年６月11日に、100%出資子会社株式会社Allegro Vivaceを設立しました。

(8) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区　　分	第39期 (2023年８月期)	第40期 (2024年８月期)	第41期 (2025年８月期)	第42期 (当事業年度) (2026年８月期)
売上高	2,926,578	2,977,195	3,153,453	3,335,516
経常利益又は経常損失(△)	△47,664	16,988	52,779	21,194
当期純利益又は当期純損失(△)	△51,328	3,476	41,336	△289,461
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	△６円78銭	0円43銭	３円7銭	△19円61銭
総資産	1,109,187	1,246,599	2,299,493	2,450,549
純資産	154,252	302,271	653,233	755,929

(注) 当社は2025年11月１日付けで普通株式１株につき２株の割合で、また、2026年６月26日付けで普通株式１株につき1.8株の割合で株式分割を実施いたしました。これに伴い、１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）は、第39期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(9) 対処すべき課題

当社は、自社で発行するフリーペーパー「ちいき新聞」紙面に掲載する広告枠を販売し、かつ、当該広告を自社で制作して、一連のサービスの対価を顧客から収受する「新聞等発行事業」をはじめ、「折込チラシ配布事業」や「販売促進総合支援事業」等の広告関連事業を主たる事業と位置づけ、千葉県を中心に地域密着型の事業展開を行ってまいりました。

中長期的な企業価値向上に向けては、2024年２月に経営体制を刷新し、同年６月に新たな成長戦略「Strategic Plan」を発表しております。今後はこの「Strategic Plan」に基づき、前述の広告関連事業を主たる事業としながらも、当社が持つアセットに光を当てることで企業価値を再定義し、そのアセットを活用した他社とのアライアンスによって非連続的な成長を目指す「シーパワー・ストラテジー」への転換を掲げ、以下の取り組みを行ってまいります。

① コア事業による安定収益の確保

当社における新聞等発行事業及び折込チラシ配布事業は、安定収益確保の点において最も重要な事業であります。新聞等発行事業のうち「ちいき新聞」の発行事業では、広告効果の向上を目的とした営業の分業化を実施し、営業活動の効率と顧客単価を高め利益を最大化させることに注力しております。また、2024年８月末に株式会社中広（以下「中広」という。）が展開しているボランタリー・チェーン方式による加盟契約（以下「VC」という。）を締結し、全国1,300万世帯の媒体ネットワークを活用できるようになりました。今後は全国を商圏としているナショナルクライアントの開拓や配布エリア外の店舗も含めた総合販促提案に注力し、新聞等発行事業の売上を飛躍的に向上させてまいります。折込チラシ配布事業につきましては、質の高い配布網及び高到達率を維持しつつ、より積極的な営業活動を実行し、さらなる増収を目指しております。

② 企業価値の向上

当社は、2026年３月に東京証券取引所グロース市場からスタンダード市場へ市場区分を変更し、同年４月には福岡証券取引所本則市場に重複上場いたしました。これにより、上場維持基準への適合を目的とした取り組みの段階から、持続的な企業価値の向上を目指す新たな段階へ移行したものと認識しております。

今後は、成長戦略「Strategic Plan」に掲げる「地域共創プラットフォーム構想」を核として、企業価値の向上に取り組んでまいります。同構想は、千葉県内をはじめとする地域の非上場優良企業に対し、株式交付・株式交換等の手法を用いて資本参加を行うものであり、現金を伴わない資本異動によって、後継者問題や相続問題といった地域の中小企業が抱える課題の解決を図るとともに、地域内における資本循環を実現するM＆A戦略であります。参加企業は当社グループの一員として信用力、資金調達力及び人材ネットワークを活用できる一方、当該企業の業績向上は連結業績を通じて当社の企業価値向上に反映される仕組みとなっており、地域と当社が共に成長する好循環の構築を目指しております。なお、スタートアップ支援や新産業創出に積極的に取り組む福岡市との関係を強化し、福岡証券取引所への重複上場を契機として、同構想の実践的

な展開を一層加速してまいります。
　一方で、当事業年度においては、特定の株主による共同協調行為とみられる動きへの対応に時間及び費用を要しております。当社は、この問題が同構想の推進を大きく制約しており、同構想を計画どおり本格的に進めるうえで、早期の解決が重要であると認識しております。この問題の解決を成長戦略の実行に向けた最優先課題と位置付け、株主共同の利益を守り、経営資源を成長施策に振り向けるため、必要な対応に全力を尽くしてまいります。
　また、フリーペーパー市場全体が縮小していく中でも成長を続けるべく、当社にはない機能やサービスを有する他社との戦略的アライアンスを通じた非連続な新価値の創出にも取り組んでおります。ヒューマンリソース領域では、WEB媒体を主軸に年間6,000社の求人を扱う株式会社ツナググループ・ホールディングスとの業務提携により、配布エリア内のあらゆる業種・業態の企業との関係性を強化するとともに、紙とWEB両方のメディアを活用した情報発信を可能としており、こうした知見や顧客基盤は、2026年６月に人材紹介業へ本格参入すべく設立した100%出資子会社「株式会社Allegro Vivace」の事業展開にも生かしてまいります。同社は、有料職業紹介事業及び人材採用支援事業を営み、「職住近接」をテーマに、当社が「ちいき新聞」及び求人情報紙「Happiness」の発行等を通じて培ってきた地域密着のネットワークを生かしながら地域企業と人材とのマッチングを行い、従来の求人広告にとどまらない人材支援サービスへと提供価値を拡張することで、新たな収益の柱として育成してまいります。また、「生成AIを活用した心理状態デジタルツインによる広告効果最大化技術」に関する特許出願を完了しており、本技術を広告のみならず、あらゆる業種に対するダイレクトセールスやダイレクトマーケティングなど、さまざまなソリューションへの応用を目指しております。
　当社は、以上の取り組みを通じて時価総額100億円規模の実現を目指すとともに、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの負託に応えるべく、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

③　財務基盤の安定
　当社の描く成長戦略を着実かつ、スピード感を持って実行するために、健全な財務状態を保つことは必須と捉えております。業績面で盤石な利益体質を築き上げることはもちろんですが、財務基盤の強化と成長戦略を推し進めるための資金調達も必要不可欠であります。今後も、株主様に配慮した資本増強と金融機関等からの資金調達を考慮しながら、財務基盤の強化に努めてまいります。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	主要な事業内容
株式会社Allegro Vivace	10百万円	100%	有料職業紹介事業、人材採用支援事業等

（注）当社は、2026年６月11日付けで株式会社Allegro Vivace（アレグロ ヴィヴァーチェ）を設立し、同社を完全子会社といたしました。

(11) 主要な事業内容（2026年８月31日現在）

当社は、新聞等発行事業、折込チラシ配布事業、販売促進総合支援事業、その他の事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

事業部門	事業の内容
新聞等発行事業	地域に密着した生活情報紙「ちいき新聞」（フリーペーパー）の発行及び配布、求人情報紙「Happiness」等の発行及び配布。
折込チラシ配布事業	広告主のチラシを当社の生活情報紙「ちいき新聞」に折込配布。
販売促進総合支援事業	顧客からの多様な要望に対しセールスプロモーションの企画運営、地方自治体の広報紙の配布。
その他の事業	地域情報サイト「チイコミ！」の運営等のWEB事業、優良業者を読者へ紹介する「ちいき新聞のお手伝い」シリーズを展開するマッチング事業、趣味、娯楽からダンス・ストレッチなど幅広いジャンルのカルチャースクールを運営するカルチャー事業、不動産事業。

(12) 主要な営業所（2026年８月31日現在）

名称	所在地
本社及び編集センター	千葉県八千代市
八千代支社	千葉県八千代市
成田支社	千葉県成田市
船橋支社	千葉県鎌ケ谷市
千葉支社	千葉県千葉市中央区
柏支社	千葉県柏市
セントラル配送センター	千葉県八千代市

(13) 使用人の状況（2026年８月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
広告関連事業	135名（50）	５名増（4名減）
不動産事業	1名（－）	－（－）
その他の事業	2名（7）	6名減（1名減）
全社（共通）	22名（3）	6名減（1名増）
合計	160名（60）	７名減（4名減）

（注）１．使用人数は就業員数であり、使用人数欄の（外書）は、臨時雇用者数（パートタイマー）の平均雇用人員（８時間／日　換算）を記載しております。
２．「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
160名	７名減	40.6歳	8.9年

（注）１．上記の使用人数には、パートタイマー60名（８時間／日　換算）は含まれておりません。
２．平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

(14) 主要な借入先及び借入額（2026年８月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社千葉銀行	803百万円
株式会社三井住友銀行	96百万円
株式会社千葉興業銀行	52百万円
株式会社群馬銀行	23百万円
佐原信用金庫	3百万円

(15) その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．株式に関する事項（2026年８月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 28,800,000株

(2) 発行済株式の総数 20,964,231株
(自己株式4,592株含む)

(3) 株主数 4,447名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社ＯＰＵＳ６７	2,083,320	9.94
ＭＴＭ　Ｃａｐｉｔａｌ株式会社	2,031,680	9.69
オプションハウス株式会社	1,755,000	8.37
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	1,526,040	7.28
株式会社ライフイン２４ｇｒｏｕｐ	1,190,160	5.68
東野綾太	1,100,250	5.25
株式会社中広	1,096,200	5.23
合同会社トレーディングワン	684,000	3.26
吉田康次郎	364,500	1.74
大久保陽介	275,500	1.31

（注）持株比率は自己株式（4,592株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

発行可能株式総数は、2025年11月１日を効力発生日とする株式分割（１株を２株に分割）及び2026年６月26日を効力発生日とする株式分割（１株を1.8株に分割）に伴い、20,800,000株増加しております。

発行済株式の総数は、上記の株式分割により10,612,596株、第三者割当増資により817,900株、新株予約権の行使により480,260株、第12回A新株予約権の取得による株式発行により5,311,561株増加し、資本金及び資本準備金がそれぞれ170,272千円増加しております。

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項（2026年８月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	細谷 佳津年	－
取締役	金箱 義明	印刷・物流・配布等業務全般 管掌 一般社団法人日本フリーペーパーネットワーク理事
取締役	松川 真士	人的資本経営 管掌
取締役	齋藤 律子	コーポレートガバナンス・リスクマネジメント 管掌 株式会社サンドラッグ社外取締役
取締役	田中 康郎	弁護士 株式会社建設技術研究所社外監査役
常勤監査役	色部 文雄	－
監査役	丸野 登紀子	弁護士・出澤総合法律事務所パートナー弁護士 ライト工業株式会社社外監査役 株式会社ファンコミュニケーションズ社外取締役（監査等委員） 医療法人社団幸生会監事
監査役	工藤 清美	株式会社エフピーブラッサム代表取締役 専修大学商学部兼任教員

（注）１．取締役田中康郎氏は、社外取締役であります。
２．監査役色部文雄氏、丸野登紀子氏及び工藤清美氏は、社外監査役であります。
３．監査役丸野登紀子氏は、弁護士の資格を持ち、法務に関する相当程度の知見を有しております。
４．監査役工藤清美氏は、ファイナンシャルプランナーとして活動し、資産形成や経営に関する相当程度の知見を有しております。
５．当社は、取締役田中康郎氏、監査役色部文雄氏、丸野登紀子氏及び工藤清美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任は法令が規定する額を限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者である取締役及び監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役細谷佳津年氏、金箱義明氏、松川真士氏、齋藤律子氏及び田中康郎氏並びに監査役色部文雄氏、丸野登紀子氏及び工藤清美氏との間に会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

当社は、2024年10月11日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

１．基本方針

・経営理念を実践し、従業員及びステークホルダーに対する企業価値の持続的向上を責務とし、任期である１期ごとの成果及び中長期的な企業価値成長を促進する体系とします。
・各役員の役割や責任を鑑みた報酬の額とし、その決定については透明性と公正性を確保します。
・持続的な成長に必要な人材を確保できる報酬制度とします。

２．各役員に係る報酬体系

・各取締役の個人別の報酬は、各取締役の職務内容や成果、事業計画に対する会社業績、中長期的な企業価値向上への貢献、時価総額向上への貢献等を勘案して決定します。
・監査役の報酬は、職責及び常勤か非常勤かを踏まえた形での月額の固定報酬とします。

3．報酬決定の手続
・取締役の報酬は株主総会で決議された報酬額の範囲内で決定されるものとします。
・各取締役の報酬額は以下の〈取締役報酬決定プロセス〉でその額を決定します。
〈取締役報酬決定プロセス〉
（1）代表取締役社長は、以下①②について取締役会で説明する責任を負う。なお①については、客観的かつ信頼できるデータや役員報酬に知見のある専門家からの意見などを用いるものとする。
①近時の上場会社、同一市場、同一規模（売上高、利益額等）を踏まえた報酬のトレンド
②今年度の当社の役員報酬のポリシー
（2）代表取締役社長の説明を受けた後、取締役会は説明内容の合理性、妥当性について審議を行う。
（3）審議後、取締役会は代表取締役社長に各取締役の個別の役員報酬決定を一任する決議を行う。
（4）代表取締役社長は、個別の役員報酬原案について社外取締役に説明し、その意見を聴取した上で個別の役員報酬を決定し、決定したことを取締役会に報告する。
・監査役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内で、監査役の協議に基づき決定します。
4．報酬水準
・会社の規模並びに業務執行の範囲及び責任の範囲を使用人と比較した上で妥当な水準とします。

(6) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			
			固定報酬	退職慰労金	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	55,440千円 (3,600千円)	55,440千円 (3,600千円)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (4名)	14,280千円 (14,280千円)	14,280千円 (14,280千円)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
合計 (うち社外役員)	9名 (5名)	69,720千円 (17,880千円)	69,720千円 (17,880千円)	－ (－)	－ (－)	－ (－)

(注) 1．報酬限度額
定時株主総会（2005年11月25日開催）にて決議。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名、監査役の員数は1名です。
取締役　年額　300,000千円
監査役　年額　30,000千円
2．上表には、2025年11月30日開催の第41期定時株主総会終結の時をもって、退任した社外監査役1名を含んでおります。
3．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与が含まれております。

(7) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先である法人等と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	兼職先と当社との関係
取締役	田中　康郎	㈱建設技術研究所社外監査役	特別な関係はありません
監査役	丸野　登紀子	出澤総合法律事務所パートナー弁護士	各兼職先と当社との間に特別な関係はありません
		ライト工業㈱社外監査役	
		㈱ファンコミュニケーションズ社外取締役（監査等委員）	
		医療法人社団幸生会監事	
監査役	工藤　清美	㈱エフピーブラッサム代表取締役	各兼職先と当社との間に特別な関係はありません
		専修大学商学部兼任教員	

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	田中　康郎	当事業年度に開催した取締役会28回のうち28回に出席いたしました。豊富な経験と高い見識に基づき、当社の企業経営の透明性、コンプライアンスの向上及び業務執行に関わる監督を行っております。また、取締役会において、当社取締役会の意思決定の質をより高める発言を行っております。
監査役	色部　文雄	当事業年度に開催した取締役会28回のうち28回に出席し、また、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。上場企業における豊富な経験並びに監査室及び監査役の経験から、経営の監視や適切な助言及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役	丸野　登紀子	当事業年度に開催した取締役会28回のうち28回に出席し、また、監査役会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての専門的な見地から、経営の監視及び必要な発言を適宜行っております。
監査役	工藤　清美	就任後に開催した取締役会21回のうち21回に出席し、また、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。ファイナンス、資産形成及び経営に関する専門的な見地から、経営の監視及び必要な発言を適宜行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第20条第３項の規定に基づき、取締役会があったものとみなす書面決議が11回ありました。

貸借対照表

(2026年8月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**997,797**	**流動負債**	**813,491**
現金及び預金	596,023	買掛金	185,645
売掛金	344,183	短期借入金	250,000
配布品	14,205	1年内返済予定の長期借入金	77,011
仕掛品	12,869	未払金	214,394
貯蔵品	885	未払費用	34,331
前払費用	41,402	前受金	6,794
その他	12,757	未払法人税等	3,596
貸倒引当金	△24,530	その他	41,717
固定資産	**1,452,752**	**固定負債**	**881,128**
(有形固定資産)	**1,062,089**	長期借入金	651,811
建物	368,579	繰延税金負債	25,911
機械及び装置	12,523	退職給付引当金	176,250
車両運搬具	0	資産除去債務	21,576
工具、器具及び備品	13,298	その他	5,580
構築物	162	**負債合計**	**1,694,620**
土地	667,526	**純資産の部**	
(無形固定資産)	**41,862**	**株主資本**	**697,759**
特許権	2,268	**資本金**	**681,993**
ソフトウエア	30,112	**資本剰余金**	**611,993**
ソフトウエア仮勘定	9,480	資本準備金	611,993
その他	0	**利益剰余金**	**△595,129**
(投資その他の資産)	**348,800**	その他利益剰余金	△595,129
関係会社株式	10,000	繰越利益剰余金	△595,129
投資有価証券	206,140	**自己株式**	**△1,097**
敷金及び保証金	100,264	**評価・換算差額等**	**54,996**
長期貸付金	31,200	その他有価証券評価差額金	54,996
その他	2,746	**新株予約権**	**3,173**
貸倒引当金	△1,550	**純資産合計**	**755,929**
資産合計	**2,450,549**	**負債及び純資産合計**	**2,450,549**

損 益 計 算 書

（2025年９月１日から
2026年８月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**3,335,516**
売上原価		**988,163**
売上総利益		**2,347,353**
販売費及び一般管理費		**2,296,365**
営業利益		**50,987**
営業外収益		
受取利息	204	
受取配当金	4,714	
ポイント収入	943	
物品売却益	605	
その他	587	**7,055**
営業外費用		
支払利息	12,695	
支払保証料	1,466	
新株予約権発行費	13,104	
株式交付費	6,741	
その他	2,840	**36,848**
経常利益		**21,194**
特別損失		
投資有価証券評価損	54,468	
共同協調行為対応費用	228,104	**282,572**
税引前当期純損失		**261,377**
法人税、住民税及び事業税	4,750	
法人税等調整額	23,334	**28,084**
当期純損失		**289,461**

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年10月13日

株式会社地域新聞社
　取締役会　御中

三優監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　川村　啓文

指定社員
業務執行社員　公認会計士　高島　知治

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社地域新聞社の2025年９月１日から2026年８月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年９月１日から2026年８月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）　監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準や監査の方針、職務の分担などに従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の情況を踏まえ、その内容について検討を致しました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（２）　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年10月13日

株式会社地域新聞社　　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　色部文雄　㊞

社外監査役　丸野登紀子　㊞

社外監査役　工藤清美　㊞

（注）監査役色部文雄、同丸野登紀子及び同工藤清美は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

MEMO

「株主友の会」にぜひご登録ください

「株主友の会」は、最新のIR・株主優待情報などのメール配信サービスです。
株主の皆さまにとって有益な情報を、いち早くお届けいたします。



「株主友の会」
登録はコチラから

株主総会会場ご案内図

千葉県佐倉市ユーカリが丘四丁目８番１号
ウィシュトンホテル・ユーカリ　５階　ロイヤルウィシュトン



交通のご案内

京成本線「ユーカリが丘」駅から徒歩約１分

本総会につきましては、お土産の配布は中止とさせていただきますので、何卒ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。